TOHO
広報東峰

7
JLY.2026
Vol.256

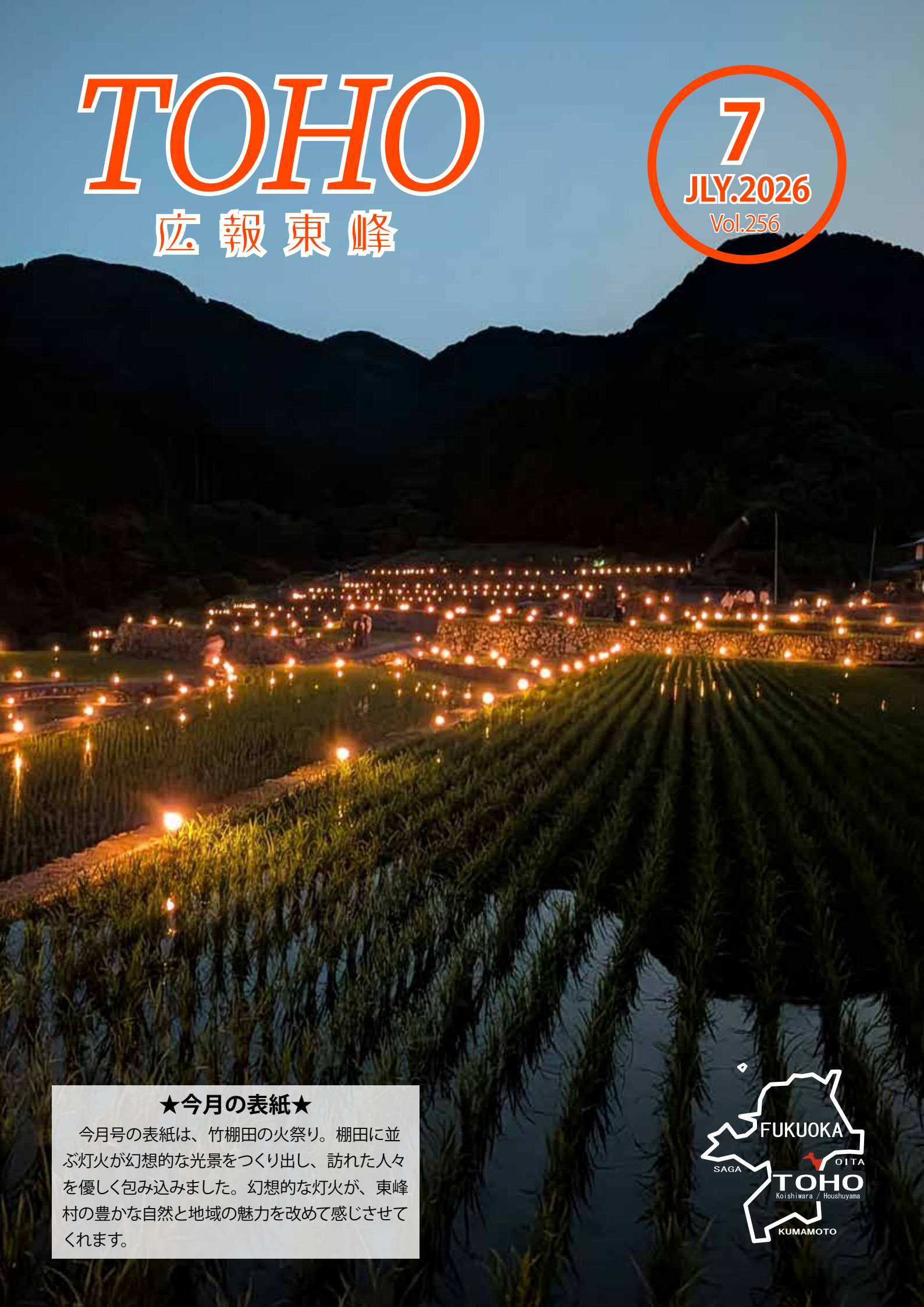

★今月の表紙★

今月号の表紙は、竹棚田の火祭り。棚田に並ぶ灯火が幻想的な光景をつくり出し、訪れた人々を優しく包み込みました。幻想的な灯火が、東峰村の豊かな自然と地域の魅力を改めて感じさせてくれます。

村に夏の訪れを告げる

■ ほたる祭

6月6日(土)、棚田親水公園において、2年ぶりに「第34回ほたる祭」が開催されました。会場では、ダンスや和太鼓、抽選会等のステージイベントが行われたほか、焼き鳥や焼きそばなどの屋台も出店し、多くの人で賑わいました。また、たくさんのホタルも見ることができ、訪れた方は楽しんでいました。

▲多くの方が訪れました

▲祭を楽しむ子どもたち

▲ヨサコイのパフォーマンス

▲岳滅鬼太鼓の演奏

ゆらめく灯りで幻想的な棚田

■ 竹棚田の火祭り

6月13日(土)、竹地区において、「竹棚田の火祭り」が開催されました。田植えを終えた水田が、1,000本余りのトーチの灯りに照らされ、来場者は幻想的な棚田の風景に魅了されていました。

またコンサート会場では、手笛、和太鼓などの演奏が行われたほか、かき氷や焼きそばなどの屋台も出店し、多くの人で賑わいました。

▲会場ステージには多くの方が来場

▲トーチの灯りに照らされる棚田

防災意識を高め、災害に備える

■ 防災訓練

6 月 28 日（日）、村民一人一人の防災意識の向上を図るため、「第 12 回防災訓練」が行われました。当日は、808 人（全村民の 47.3％）が参加し、「8 時 20 分に土砂災害警報が発表され、警戒レベル 3 高齢者等避難が発令された」という想定で、防災行政無線による避難開始がアナウンスされると、各地区が設定した避難場所まで一斉に避難を行いました。訓練後には、自主的な防災の取組として、大行司地区と上福井地区合同で、甘木・朝倉消防署東出張所からの防災講話を受講していただきました。

【災害時の備えについて】

日頃から災害時の備えについて考え、賞味期限や使用期限がある物については、各地区で地域協働の村づくり補助金を活用しながら定期的な見直しを行いましょう。

【地域協働の村づくり補助金】

●補助率：助成対象経費の 10/10 以内（1 団体につき上限 20 万円）

●問合先：役場総務企画課（TEL：0946-72-2311）

▲防災訓練の様子（中原地区）

▲防災講話の様子（大行司地区・上福井地区共催）

迅速な災害対応をするために

■ 東峰村消防団全団員訓練

6 月 28 日（日）、村民センター及び旧宝珠山小学校グラウンドにおいて、「東峰村消防団全団員訓練」が行われました。当日は、甘木・朝倉消防署東出張所の指導で、座学での講習とグラウンドでロープ結索や、土のうを実際に作りブルーシートを使っての水防工法等を学びました。

▲講習の様子

▲土のうを使った水防工法の様子

お役に立てるように頑張ります！

■ 村職員の紹介

◎教育長

▲梶原 秀昭（かじわら ひであき）さん

この度、東峰村教育長を拝命いたしました梶原 秀昭です。宝珠山小、東峰学園に続き、三度目のご縁をいただいたことに心から感謝申し上げます。 美しい自然や伝統、温かい地域に育まれてきた東峰村の教育行政に携わる重責に身が引き締まる思いです。村民の皆様のご協力を賜り「子どもが真ん中・子どもが主語となる」教育を推進し、未来の東峰村を担う人材の育成に全力を尽くす所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎地域おこし協力隊

▲清原 祥太（きよはら しょうた）さん

6 月 1 日付けで「東峰むらたび観光局スタッフ」として着任いたしました、清原 祥太と申します。これまで広告代理店で培ってきた企画力や提案力、コミュニケーション力を活かし、一日でも早く業務に慣れ、皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

東峰村の魅力発信や地域活性化に少しでも貢献できるよう、地域の皆さまと連携しながら精一杯取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃の成果を出し切りました

■ 日清食品カップ福岡県小学生陸上競技交流大会 第 43 回福岡県小学生陸上競技大会

6 月 14 日（日）、博多の森陸上競技場（福岡市）において、表題の大会が開催されました。東峰 RC からは、2 名が参加し、野口（のぐち） 太輝（たいき）さん（5 年生）が 80m ハードル（非全国大会種目）で優勝、植田（うえだ） 陽大（ひなた）さん（5 年生）がコンバインド B（優勝者のみ全国大会出場）で準優勝しました。来年は優勝そして、全国大会出場を目指して頑張ってください。

▲ 80m ハードル　野口（のぐち） 太輝（たいき）さん

▲野口（のぐち） 太輝（たいき）さん　植田（うえだ） 陽大（ひなた）さん

【東峰 RC　入賞者成績】

種目	名前	結果	
小学男子 80mハードル	5年生　野口（のぐち） 太輝（たいき）さん	優勝	16秒 80
小学男子コンバインド B ①ジャベリックボール投 ②走幅跳	5年生　植田（うえだ） 陽大（ひなた）さん	準優勝	得点 1,738点
			① 39m01cm
			② 3m97cm

日頃の成果を出し切りました

■ 令和８年度筑後地区中学校夏季陸上競技大会

６月 15 日（月）、久留米総合スポーツセンター陸上競技場において、各地域の予選を突破した選手が参加する、「筑後地区中学校夏季陸上競技大会」が開催され、東峰 RC からは４名が参加しました。

８年生の藤澤（ふじさわ） けいさんが共通男子 800 m及び中学２年男子 1500 mで、大会記録を更新し優勝しました。江藤（えとう） 博文（ひろふみ）監督の指導の下、毎日の練習の成果を発揮された、すばらしい成績でした。

今大会で６位以内に入賞された２名（３種目）は、７月 27 日（月）・28 日（火）に博多の森陸上競技場で開催される福岡県大会の出場権を獲得しています。県大会では九州、全国大会出場を目指して頑張ってください。

▲走幅跳　梶原（かじわら） 陸玖（りく）さん

▲左から　梶原（かじわら） 陸玖（りく）さん　藤澤（ふじさわ） けいさん
石松（いしまつ） 李望（もも）さん　黒木（くろき） 愛太（あいた）さん　江藤（えとう） 博文（ひろふみ）監督

【女子】

種目	名前	結果	
1年生 100m	7年生　石松（いしまつ） 李望（もも）さん	16位	14秒 71

【男子】

種目	名前	結果	
共通走幅跳	9年生　梶原（かじわら） 陸玖（りく）さん	10位	5m23㎝
3年生三段跳		12位	10m83㎝
共通 800m	8年生　藤澤（ふじさわ） けいさん	優勝	1分 58秒 06（大会新）
2年生 1500m		優勝	4分 05秒 62（大会新）
1年生 100m	十文字中1年生　黒木（くろき） 愛太（あいた）さん(東峰 RC所属)	20位	13秒 68
1年生 1500m		3位	4分 39秒 62

東峰村の魅力をたっぷり紹介

■ KBC ふるさと Wish　～東峰村・大刀洗町～

6 月 1 日（月）～ 7 日（日）の 1 週間、福岡県内 60 市町村をテレビとラジオで特集する KBC の地域共創プロジェクト「ふるさと Wish」で東峰村が取り上げられ、村の魅力を KBC のテレビ・ラジオのたくさんのコーナーで紹介していただきました。

撮影にご協力をいただいた皆様、ありがとうございました。

▲「ふるさと Wish」ポスター

▲古民家ヴィラ「あんたげ」では、徳永 玲子さんの番組に村長がラジオ出演し、村の魅力を PR

▲「アサデス。お天気中継」（宝珠山駅）

東峰村の魅力を調査！

■ TNC 記者のチカラ「マイニチ出口調査」で紹介されました

5 月 29 日（金）と 6 月 26 日（金）に、TNC「記者のチカラ」のコーナー「マイニチ出口調査」で東峰村が紹介されました。

TNC の出口（でぐち） 真綾（まあや）アナウンサーが、1 回目の放送では片岡酒造や CAFE POPO を、2 回目の放送では東峰テレビや鬼丸雪山窯元を訪れ、東峰村の魅力を発信していただきました。

▲東峰テレビと緊急コラボ！

公民館ひろば

■ 東峰 Jr. みらい塾「開講式と潮干狩り体験」

東峰 Jr. みらい塾は、5 月 30 日（土）、宝珠山庁舎駐車場で開講式を行い、行橋市の長井浜海岸で潮干狩り体験をしました。参加者は、児童 18 名、保護者 19 名の 37 名でした。海岸で塩を穴の中に入れるとマテ貝が顔を出して、それを手づかみで採る初めての体験に子どもも大人も大喜びでした。けがや事故もなく無事に帰り着きました。

▲開講式

▲初めてのマテ貝堀

▲ハマグリも採れた

▲あっという間に大収穫

地域おこし協力隊だより

■ 東峰テレビ運営スタッフ（井手（いで） 誠也（せいや）さん）

▲右側　井手 誠也さん

東峰テレビの運営を担当している井手です。令和 5 年 8 月に着任し、いよいよ最後の月になりました。これまで熊本を始め東京や神奈川、千葉、北九州、下関と様々なところで地域に根差した番組を制作してきましたが、ここ東峰村の行事やお祭りは初めて目にするものが多く、ワクワクしながら撮影したものでした。中でも 4 年に一度行われる岩屋神社のこも替え儀式や、神輿の原点といわれる福井神社のおほしさま祭り、行者堂に安置されている役行者像などは非常に興味深く取材することができました。また月 1 回生放送していた「ふらっと九州☆東峰村」では、村の暮らしや歴史、文化、スポーツ、災害からの復興などをゲストの方々と一緒に生放送できたのも、とてもいい経験になりました。

わずか 3 年間でしたが、実際に住んでみないとわからない村の魅力や村の方々との触れ合いは、本当に楽しいものでした。公私にわたりお世話になった皆さんにはこの紙面を借りて篤くお礼申し上げます。

8 月からは生活の拠点を熊本に移しますが、番組制作などは引き続きお手伝いする機会もありますので、今後ともよろしくお願い致します。

3 年間どうもありがとうございました。

▲役行者像の調査風景

レプトスピラ症に注意しましょう

レプトスピラ症は、病原性レプトスピラという細菌によって引き起こされる感染症です。
河川での遊泳やレジャーの際に感染することが多く、福岡県内でも川で泳いだ後にレプトスピラ症を発症した事例が見つかっています。

症　　状	感染してから5～15日後に、発熱、頭痛、筋肉痛、目の充血などの症状が現れます。重症化すると黄疸や腎不全などの症状が出ることもあります。
感染経路	病原性レプトスピラに汚染された水や土壌と接触したり、汚染された水を飲んだりして感染します。河川での遊泳やレジャー以外にも、農作業や洪水後の作業の際に感染することがあります。

予防方法

皮膚に傷がある時は川に入らない

川や土壌に入るときは皮膚を露出しない

川の水を飲まない

雨などで増水しているときは川に入らない

河川での遊水・レジャーの後、2週間以内に上記のような症状が現れた場合は、医療機関を受診・相談してください。

福岡県

詳細な情報は県ホームページをご覧ください。

福岡県　レプトスピラ症　検索

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

令和８年度一般会計・消防特別会計予算

令和８年度甘木･朝倉広域市町村圏事務組合一般会計及び消防特別予算は、令和８年度第１回甘木･朝倉広域市町村圏事務組合３月議会において可決されました。

■ 一般会計

一般会計の予算総額は、１億6,233万円で、前年度比782万１千円の増となっています。
歳入の主なものは、構成市町村等からの分担金及び負担金で、１億5,912万円、全体の98%にあたります。歳出の主なものは、救急医療対策のための衛生費が、１億3,142万２千円で全体の81%を占めています。

【歳入】

［　］は、前年度

分担金及び負担金	組合構成市町村（朝倉市・東峰村・筑前町）等からの負担金	159,120千円 ［150,939千円］
財産収入	地域振興基金配当金等	524千円 ［524千円］
繰入金	基金からの繰入金	523千円 ［523千円］
繰越金	前年度の繰越金	2,168千円 ［2,528千円］
諸収入	預金利子、雑入	2千円 ［2千円］

【歳出】

議会費	広域圏議会議員14名の報酬及び議会経費	407千円 ［397千円］
総務費	職員の給与、監査、地域振興等に係る事務費	30,007千円 ［29,996千円］
衛生費	休日夜間初期急患診療事業・在宅当番医制事業・病院群輪番制事業・歯科休日急患診療事業に要する経費	131,422千円 ［123,622千円］
災害復旧費	林道災害による復旧経費	1千円 ［1千円］
予備費	予期しない経費	500千円 ［500千円］

■ 消防特別会計

消防特別会計の予算総額は､13億7,809万２千円で､前年度比７億4,231万９千円の減となっています。
歳入の主なものは､構成市町村からの分担金及び負担金で､13億3,164万２千円､全体の96%にあたります。
歳出の主なものは、常備消防費として11億8,358万９千円、施設管理や車両購入、指令システム等更新に係る消防施設費に１億1,308万９千円、起債償還費として7,941万４千円を計上しています。

【歳入】

［　］は、前年度

分担金及び負担金	組合構成市町村（朝倉市・東峰村・筑前町）からの負担金	1,331,642千円 ［1,458,936千円］
使用料及び手数料	消防危険物施設申請等手数料	500千円 ［500千円］
財産収入	財産貸付収入等	157千円 ［157千円］
繰越金	前年度からの繰越金	1千円 ［1千円］
諸収入	消防救急無線デジタル化助成金、高速道救急業務支弁金、預金利子	5,492千円 ［15,917千円］
地方債	消防施設整備事業	40,300千円 ［644,900千円］

【歳出】

常備消防費	職員の給与、火災、救急、訓練等消防作業に係る経費	1,183,589千円 ［1,138,475千円］
消防施設費	車両の購入やオーバーホール、指令システム等に係る経費	113,089千円 ［872,675千円］
公債費	消防設備整備等の債務償還に充てるための経費	79,414千円 ［107,261千円］
予備費	予期しない経費	2,000千円 ［2,000千円］

役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 － 2311
小石原庁舎：74 － 2311

農林建設課

◆東峰村で農業を始めてみませんか？ ～朝倉地域新規就農相談会～

東峰村での農業に関心のある方や、農業を始めてみようと考えている方を対象に、管内で農業を始めるにあたってのアドバイスを行う相談会を開催します。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

＊８月６日（木）までに、電話による事前のお申込みをお願いします。

■相談会開催日及び会場
８月 13 日（木）～ 14 日（金）　9：00 ～ 16：00（要予約）
東峰村役場　宝珠山庁舎

お問合せ　東峰村役場農林建設課（電話：0946-72-2313）

住民福祉課

◆後期高齢者医療制度に加入している皆様へ

■令和８年度の保険料額について

子ども・子育て支援法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に「子ども・子育て支援金」分（以降、「子ども分」という）を含めることとされました。

令和８年度より保険料の年額は、従来の医療保険料分（以降、「医療分」という）と「子ども分」の合計になります。「医療分」、「子ども分」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計になります。

保険料額（年額）	＝	医療分	＋	子ども分
医療分※1 10 円未満切り捨て	＝	均等割額 66,340 円	＋	所得割額 〔総所得金額等※3 －基礎控除額※4〕 × 11.70%（所得割率）
子ども分※2 10 円未満切り捨て	＝	均等割額 1,339 円	＋	所得割額 〔総所得金額等※3 －基礎控除額※4〕 × 0.25%（所得割率）

※１　「医療分」の賦課限度額は 85 万円です。
※２　「子ども分」の賦課限度額は 2.1 万円です。
※３　「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で 10 万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。
※４　「基礎控除額」とは、合計所得金額が 2，400 万円以下の場合 43 万円ですが、2，400 万円を超える場合は異なります。

■令和 8 年度の保険料軽減について

〇所得の低い方への軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（医療分 66,340 円、子ども分 1,339 円）を軽減します。
令和 8 年度は、均等割額（医療分）の 7 割軽減（本則）が特例により 7.2 割軽減になります。
ただし、同一世帯※5 内の被保険者及び世帯主に所得が不明な方がいる場合、軽減されません。

対象者の所得要件 同一世帯※5 内の被保険者及び 世帯主の軽減対象所得金額※6 の合計額	軽減割合 （軽減後の均等割額の年額）	
	本則	令和 8 年度
43 万円（基礎控除額） ＋ 10 万円×（給与所得者等の数－ 1）※7 以下	7 割	7.2 割 （医療分 18,575 円）
		7 割 （子ども分 401 円）
43 万円（基礎控除額）＋ 31 万円×被保険者数 ＋ 10 万円×（給与所得者等の数－ 1）※7 以下	5 割	5 割 医療分 33,170 円 子ども分 669 円
43 万円（基礎控除額）＋ 57 万円×被保険者数 ＋ 10 万円×（給与所得者等の数－ 1）※7 以下	2 割	2 割 医療分 53,072 円 子ども分 1,071 円

※5　4 月 1 日時点 (年度途中で 75 歳になる方、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点) の世帯が基準となります。

※6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満 65 歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額（最大）15 万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※7　下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち 2 人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を 65 万円ではなく 55 万円で算定します。

〇後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方への軽減

所得割額はかかりません。また、制度加入後 2 年間に限り均等割額が 5 割軽減※8 されます。
なお、均等割額が 7 割 (7.2 割) 軽減に該当する方は、7 割 (7.2 割) 軽減※9 が優先となります

※8　5 割軽減後の保険料（医療分 33，170 円、子ども分 669 円）

※9　7 割（7.2 割）軽減後の保険料（医療分 18，575 円、子ども分 401 円）

■保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7 月に送付予定の「令和 8 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

お問合せ　東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）
後期高齢者医療お問合わせセンター（電話：092-651-3111）

住民福祉課　◆令和８年度国民健康保険資格確認書等の更新について

令和６年 12 月の法改正により、従来の健康保険証が廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。

現在お持ちの資格確認書等の有効期限が令和８年７月 31 日（金）で終了するため、８月１日以降に使用する新しい書類を７月下旬にお送りします。マイナ保険証の登録状況によって対応が異なりますので、ご確認をお願いします。。

■下記の内容について

以下をご確認のうえ、送付書類をお確かめください。

国保加入者の状況	マイナ登録	送付内容
マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）	有	**「資格情報のお知らせ」**　A4 サイズ　（普通郵便で郵送） ※ 70 歳以上の方は、負担割合のほか、有効期限、発行期日を記載しています。 ※既に有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」が交付されている方については、新たに送付しません。
	無	**「資格確認書」**　カード型　（簡易書留で郵送） ※有効期限のほか、70 歳以上の方は、負担割合の記載があるものを送付します。

■資格確認書

医療機関の窓口で提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

なお、マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診が困難な人（要配慮者）には、申請により資格確認書を発行します。申請書類などの詳細については役場までご相談ください。

■資格情報のお知らせ

マイナ保険証が利用できない医療機関にて、窓口でマイナ保険証と一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。

■加入・脱退の手続きをお忘れなく

国民健康保険に加入・脱退するときは原則 14 日以内に届け出が必要です。

また、住所や氏名、世帯主の変更、世帯が分かれたときも手続きをお願いします。

■保険税の納付について

特別な理由がなく国民健康保険税を滞納し、納期限から１年以上経過した場合、特別療養費の支給対象になることがあります（特別療養費・・・医療機関の窓口で医療費を全額負担していただき、後日申請により自己負担分を除いた金額を給付する制度です）。保険税の納付は納期限内にお願いします。

お問合せ　東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）

ふるさと推進課　◆東峰村公式 LINE の友達登録をお願いします！

村民の方への円滑な情報発信を図るため、昨年度東峰村公式 LINE をリニューアルしました。今回のリニューアルで、知りたい情報が、もっと便利に、もっとわかりやすく届くようになりましたので、ぜひ友達登録をお願いします。

■あなたの " 欲しい情報 " が届く！
セグメント配信サービス機能を追加しました！

子育て、イベント、防災、健康など、関心のある分野を選ぶだけで、あなたにぴったりの情報をお届けします。タイムリーに必要な情報だけを受け取れる便利なサービスです。

LINE トーク画面下部のリッチメニューから「受信設定」ボタンをタップし、希望する情報を選択してください。

■受信設定をお願いします！

初めて友達追加した方も、既に登録している方も、必ず受信設定を行ってください。受信設定をしないとメッセージが受信できなくなります。

▲東峰村公式 LINE 友達追加

セグメント配信はここから！

▲東峰村公式 LINE トーク画面

【受信設定方法】
①基本メニューから「受信設定」を押します。
②受け取りたい情報やごみ収集日のお知らせ配信、ご自身の属性情報（年代、性別、お住まいの行政区）などにチェックをつけます。
③受信設定の一番下にある「送信」を押します。
④受信設定完了

お問合せ　東峰村役場ふるさと推進課（電話：0946-72-2312）

住民福祉課

◆令和８年度後期高齢者医療資格確認書等の更新について

これまでは後期高齢者医療制度に加入するみなさまに、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を送付していましたが、令和８年８月以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点から、下表のとおり、運用の見直しを行います。

後期高齢者医療制度加入者	年齢が 85 歳以上の方	→	マイナ保険証が使えない場合でも医療機関等を受信できるよう、８月１日から使える新しい資格確認書をお送りします。
	年齢が 84 歳以下の方 ／ マイナ保険証を普段利用されていない方 ※1	→	
	年齢が 84 歳以下の方 ／ マイナ保険証を普段から利用されている方 ※1	→	資格情報のお知らせ※2 をお送りします。引き続きマイナ保険証をご利用ください。

※１　マイナ保険証を普段から利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。
①過去１年間で６回以上マイナ保険証を利用されている方
②概ね直近３か月以内にマイナ保険証を利用されている方

※２　ご自身の被保険者資格を簡単に把握できる、A4 サイズのお知らせ

新しくお送りする資格情報のお知らせ・資格確認書は、令和８年７月下旬までにお送りします。有効期限は、いずれも令和９年７月 31 日までの１年間となっています。

新しい資格情報のお知らせ・資格確認書が届かない場合は、住民福祉課までお問い合わせください。

■自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、１割、２割又は３割です。毎年、前年中の所得をもとに、８月から翌年７月までの１年間の自己負担割合の判定を行います。同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が 145 万円以上※3 である場合には、３割となります。

ただし、住民税課税所得が 145 万円以上であっても、次の１又は２に該当する場合は、お住まいの市区町村窓口へ申請すれば、自己負担割合は１割又は２割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が２人以上の場合
   同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）
   ①本人の収入が 383 万円未満
   ②本人と同じ世帯の 70 歳から 74 歳までの人の収入の合計額が 520 万円未満

※３　住民税課税所得が 145 万円以上であっても、前年の 12 月 31 日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいる場合には、被保険者の住民税課税所得から、16 歳未満は１人当たり 33 万円、16 歳以上 19 歳未満は１人当たり 12 万円をそれぞれ控除した後の額で判定します。（この場合の届出は不要です）なお、住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の２割負担の方にも同様の判定基準が適用されます。

※３　住民税課税所得が 145 万円以上であっても、昭和 20 年１月２日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から 43 万円を控除した金額）の合計額で判定します。（届出は不要です）

■資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

医療機関の受診時に、限度額の適用区分が併記された資格確認書を提示することで、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。資格確認書に限度額の適用区分を併記する場合は市区町村の窓口への申請が必要です。

なお、令和８年７月下旬までに資格確認書をお送りする方で、すでに限度額の適用区分が併記された資格確認書をお持ちの方には、適用区分が併記された資格確認書を交付します。

また、マイナ保険証で受診する場合は手続きなしに、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。

■マイナ保険証をぜひご利用ください

マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

《マイナ保険証のメリット》

●過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

●突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

●救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

お問合せ　東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）
福岡県後期高齢者医療広域連合（電話：092-651-3111）

住民福祉課　◆特定健診受診券の誤送付について（お詫びとご報告）

このたび、本村が実施しております健診事業において、亡くなられた方の健診受診券を誤って送付する事案が発生いたしました。

本件は、受診券の封入作業における確認体制が不十分であったことにより生じたものであり、受診券を受け取られたご家族に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、令和８年６月末時点で１件の誤送付を確認しており、対象となる方へ謝罪するとともに、経緯と再発防止策をご説明しました。

本件を厳粛に受け止め、再発防止として封入作業における照合確認の徹底、作業工程の見直し及び職員への再発防止に係る指導の強化を図り、村民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

お問合せ　東峰村役場住民福祉課（電話：0946-74-2311）

教　育　課　◆東峰村人権教育研修会のお知らせ

７月 24 日（金）、小石原公民館にて東峰村人権教育研修会を開催します。講師にオカリナ奏者・マザーアース人権啓発研究所主宰 山口（やまぐち） 裕之（ひろゆき）さんをお招きして、"『歌い継がれるメロディ、いのちのうた』～音楽で学ぶ人権・部落問題学習～"という演題で講演いただきます。お知り合いの方とお誘い合わせの上、ご参加ください。

■日時

７月 24 日（金）　19：00 ～ 20：30（受付 18：30 ～）

お問合せ　東峰村役場教育課（電話：0946-72-2301）

災害対策室　◆農地・農業用施設の災害復旧事業の申請について

平成 29 年7月九州北部豪雨や令和 5 年梅雨前線による大雨など、近年では毎年のように大雨や台風などの自然災害により、村内で甚大な被害が発生しています。早期復旧を行い、再度の被害を防ぐために、農地及び農業用施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業の申請方法等についてお知らせします。日頃から災害への対策を万全にしておきましょう。

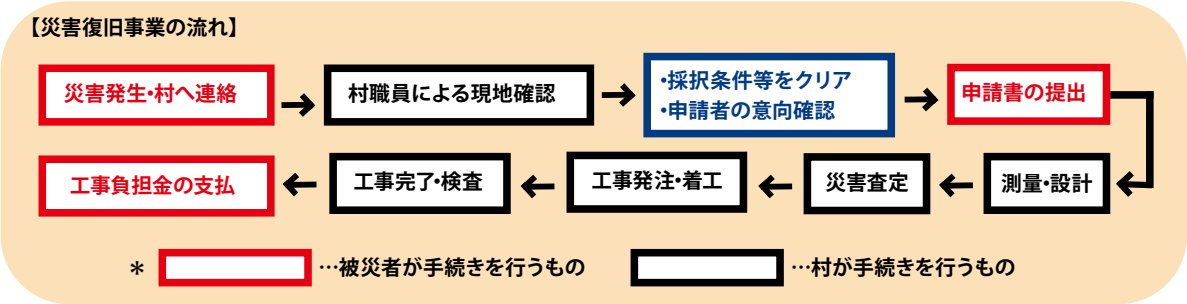

■　採択の条件

（1）気象条件

災害復旧事業は、異常な天然現象でなければ対象となりません。人災と判断されるもの、施工粗漏、維持管理不良に起因するものは、不採択となります。また、その年に発生した災害でなければなりません。

【異常な天然現象】
・最大 24 時間雨量が 80mm 以上
・最大 24 時間雨量が 80mm 以下でも、時間雨量が 20 mm以上　など

（2）事業費要件

国が定めた単価において、概算事業費を算定します。その金額が、40 万円以下の工事については、災害復旧事業の対象外となります。

■　対象となる「農地」や「農業用施設」

「農地」

⇒実際に耕作している土地で、土地台帳上の地目ではなく、現に肥培管理を行っている土地のことをいいます。水田、畑地のほか、果樹園なども含まれます。よって、長年不耕作や植林された農地は原則対象となりません。

また、家庭菜園は対象になりません。樹園地の場合でも出荷証明書などを要求される場合があります。

▲農地被害の例（土砂の流入）

「農業用施設」

⇒ため池、井堰（頭首工）、用水路、幅員が 1.2 m以上の農道等が対象となります。ただし、農業用施設は関係受益者が 2 戸以上なければ申請できません。また、日頃から適正な維持管理を行っていなければなりません。

▲農業用施設被害の例（頭首工の損壊）

■　補助率･負担率について

農地の災害復旧は、条件や規模に応じ復旧限度額が決められ、その範囲内が補助対象となります。対象額を超えた金額は、申請者の負担となります。なお、被害が甚大な場合、補助率がかさ上げされ、負担が軽減される場合があります。

	補助率		負担率
	国	村	申請者
農地	50%	25%	25%
農業用施設	65%	17.5%	17.5%

≪農地災害復旧事業の復旧限度額について≫

農地災害復旧事業は、復旧限度額までの復旧費用が国庫補助の対象となりますが、それを超えた事業費は補助対象外となり、申請者の負担となります。なお、農業用施設災害には、復旧限度額はありません。

たとえば？

≪負担金の算出例≫

被災農地の面積が 2a（畝）で、復旧工事費が 2,250,000 円、
復旧限度額が 1a（畝）当たり 1,000,000 円の場合

・補助対象限度額：2a（畝）×限度額 1,000,000 円＝2,000,000 円・・・①
・復旧工事費と補助対象限度額の差：2,250,000 円－2,000,000 円＝250,000 円・・・②
（補助対象外）

よって、申請者負担額は、
①2,000,000 円× 25%（申請者負担率）＋②250,000 円＝**750,000 円**となります。

＊上記の算定は、あくまでも目安です。復旧限度額は、農地の用途（田・畑）や被災面積などによって異なります。

農地や農業用施設が被害にあった場合は、速やかに村に報告してください。この事業は、原型復旧が原則です。したがって、復旧工法・延長などは、国の査定により決定されます。国の査定が終わるまでは、被災状況が分かるように手を加えないようにしてください。

工事施工において、隣接地に重機や資材搬入路を設けなければならない場合については、関係者の同意が必要です。同意が得られない場合は申請できません。

石積み崩壊

（復旧工事）

お問合せ　　東峰村役場農林建設課災害対策室（電話：0946-72-8011）

7・8月　休日当番医表

在宅医表（7・8月）※ （色つき枠）は外科担当の病院です。

甘木朝倉在宅当番医

当番日	病医院名	所在地	電話
7月19日（日）	甘木大川整形外科	甘木	0946-23-0111
7月20日（月・祝）	武井医院	馬田	0946-22-2300
7月26日（日）	大谷クリニック	一木	0946-21-7830
8月 2日（日）	甘木第一クリニック	頓田	0946-24-5151
8月 9日（日）	古賀循環器内科クリニック	堤	0946-21-0011
8月11日（火・祝）	田中内科医院	甘木	0946-22-3715

休日夜間急患センター

電話：0946-23-0077　　所在地：朝倉市来春422-1　朝倉医師会病院内

地域住民の休日及び夜間における初期救急医療を確保するため、休日夜間初期急患診療を休日夜間急患センターにおいて行っております。

診療科目	診療日	診療時間
内科・外科	平日（月曜日～金曜日）	20:00 ～翌日 7:00
	土曜日	12:30 ～翌日 9:00
	日曜日、祝日、年末年始	9:00 ～翌日 7:00
小児科	平日（月曜日～金曜日）	19:30 ～ 23:00
	土曜日	17:00 ～ 23:00
	日曜日、祝日、年末年始	9:00 ～ 23:00

歯科

当番日	病医院名	所在地	電話
7月19日（日）	松原歯科医院	篠隈	0946-42-5532
7月20日（月・祝）	山口歯科医院	山隈	0946-23-1300
7月26日（日）	池本歯科医院	依井	0946-23-0173
8月 2日（日）	石井歯科医院	甘木	0946-22-3097
8月 9日（日）	しのくま歯科診療所	東小田	0946-42-4534
8月11日（火・祝）	今井歯科医院	甘木	0946-23-1288
8月13日（木）	きたじま歯科クリニック	久喜宮	0946-62-3500
8月14日（金）	森山歯科クリニック	篠隈	0946-42-4676
8月15日（土）	豊原歯科医院	三奈木	0946-23-1200

日田地区在宅当番医表

当番日	内科			外科		
	病医院名	所在地	電話	病医院名	所在地	電話
7月19日（日）	新関内科医院	田島	0973-24-3355	秋吉病院	豆田	0973-23-0808
7月20日（月・祝）	隈診療所	隈	0973-22-0033	大河原病院	隈	0973-22-3131
7月26日（日）	日田石井町クリニック	石井	0973-23-8123	五反田病院	若宮	0973-23-8386
8月 2日（日）	岩尾病院	淡窓	0973-22-6161	原病院	三本松	0973-22-7151
8月 9日（日）	膳所医院	本町	0973-22-3292	城谷病院	元町	0973-23-6115
8月11日（火・祝）	福田医院	清岸寺	0973-22-1648	五反田病院	若宮	0973-23-8386
8月14日（金）	日野内科	天神	0973-23-6009	若宮病院	南元町	0973-22-7171
8月15日（土）	松浦クリニック	中央	0973-24-4155	秋吉病院	豆田	0973-23-0808

＊注意事項

1. 診察時間は午前9時から午後5時までです。 2. 急患に限ります。 3. 往診はしません。

＊救急指定病院

○日田中央病院　　電話：23-3181　　○聖陵岩里病院　　電話：22-1600

○一ノ宮脳神経外科病院　電話：24-6270　　○済生会日田病院　電話：24-1100

＊お問合せ　　日田市役所　電話：0973-23-3111（午後5時以降は電話：23-0099）

＊日時等、変更になる可能性があります。事前に電話で確認してください。

村の行事（7/16 ～ 8/15）			
月 日	曜日	行事予定	場所・時間・備考
7/23	木	夏スポーツ大会（モルック）	村民グラウンド・19：00 ～
7/24	金	東峰村人権教育推進協議会総会・研修会	小石原公民館・19：00 ～
8/9	日	BRT ひこぼしライン 3 周年記念イベント 夏休みひたひこ駅フェス IN 東峰村（後援）	宝珠山駅・11：00 ～ 16：00
8/14	金	小石原夏祭り	小石原グラウンド・18：00 ～

人の動き			年齢別		
東峰村（令和 8 年 5 月末現在）前月比			0 歳～ 19 歳	215	12.6%
人口	1,708	1	20 歳～ 39 歳	212	12.4%
男	810	3	40 歳～ 59 歳	326	19.1%
女	898	▲ 2	60 歳～ 79 歳	659	38.6%
世帯数	777	2	80 歳～ 99 歳	291	17.0%
			100 歳～	5	0.3%

今月の納税	
税　目	●固定資産税（第 2 期） ●国民健康保険税（第 1 期） ●後期高齢者保険料（第 1 期）
納期限	7 月 31 日（金）
口座振替日	7 月 27 日（月）

東峰村ごみ収集量（令和 8 年 5 月分）（ｋｇ）

種　別	当月分	前月分	増　減
可燃ごみ	29,090	28,910	180
資源ごみ	3,340	1,600	1,740
粗大ごみ	550	3,160	▲ 2,610
合　計	32,980	33,670	▲ 690

交通事故情勢			（令和 8 年 5 月末現在）
	発生（前年比）	交通事故死者（前年比）	飲酒運転事故（前年比）
朝倉署管内	91（－ 21）件	1（± 0）件	1（＋ 1）件
東峰村	2（± 0）件	0（± 0）件	0（± 0）件
県下	7,046（－ 125）件	40（＋ 5）名	35（－ 9）件

＼ 救急車の適正利用にご協力ください！ ／

甘木・朝倉消防署では、救急出動件数が過去最高のペースで増加中です。
一刻も早い治療が必要な方のために、救急車の適正利用にご協力ください。

■病院へ行く？救急車を呼ぶ？迷った場合は

⇒　救急医療電話相談　電話：#7119（短縮ダイヤル）

■お子さんの急な病気や怪我で心配な場合は

⇒　小児救急医療相談　電話：#8000（短縮ダイヤル）

Photo Gallery
フォトギャラリー

▲ヤブカンゾウ

▲カンナ

▲ガクアジサイ

▲アジサイ

▲ダリア

▲ひまわり

毎月２３日は親子読書の日です。本を読みましょう。

東峰村公民館

編集・発行　東峰村役場ふるさと推進課　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425
TEL 0946-72-2312　E-mail : furusui@vill.toho.fukuoka.jp